

## 呂公についての一考察

楠山修作

呂公というのは、言うまでもなく、漢の高祖劉邦の皇后呂後の父のことである。呂后については、高祖の創業に内助の功あり、高祖没後は臨朝稱制したほどの女傑であったこともあって、史記には特に本紀を設けて詳細に記述している。しかるに彼女の父呂公については、ほとんど触れるところがない。

おそらくその故であろう、呂公に関する研究は、管見では、戦前・戦後を通じて極めて乏しく、否、むしろ皆無に近く、例えば、戦前に出た『東洋歴史大辞典』<sup>(1)</sup>、戦後に出た『アジア歴史事典』<sup>(2)</sup>、ともに「呂公」の項目はなく、「呂(皇)后」、「呂氏の乱」等の記述の中にすら、その名が見られないほど無視されてきている。しかし、たとえ資料が極端に欠乏しているからといって、呂公は

そのように無視されていてよい存在であろうか。  
西嶋定生氏は、秦漢帝国について述べた概説書<sup>(3)</sup>において、

かれ(劉邦)は亭長であったとき、沛に流寓して来た単父のひと呂公の女(娘)を娶った。これがのちの呂后(名は雉、字は娥姁)である。呂公も声望のある人ではあったが、流寓者であり、社会的な勢力をもつ豪族ではなかった。

と書き、呂公に若干言及されておられるが、未だしの感は拭えない。

これに対して、宮崎市定氏の次の文は、簡単ではあるが、漢帝国成立時における呂公の事績を積極的に評価されていて、示唆深いものがある。<sup>(4)</sup>

そもそも高祖の事業は、江蘇省の沛県、豊県を中心とする郷党の団結を地盤としたものであり、呂後の父、呂公は大財産家であり、秦の時代に仇を避けるため、沛の県令を頼って移住して来たが、その財力によって、高祖以下、後に宰相となった蕭何、陳平等も彼の前には頭が上らなかつた。だから高祖の死後、呂太后が専横に振舞っても、朝廷の大臣等はこれまでの情勢に押されて反対を唱えることが出来ず、反って太后に阿諛

してその意に逆わざるようになつめる状態であつた。氏は、呂公のことを「大財産家」と呼び、その「財力」に物を言わせて漢朝成立に大きく貢献したことをほめかせておられるが、その財産の由つて来たるところは説明しておられない。この財産はどこに由来するのであろうか。

## 二

本節では、史記八高祖本紀にみえる呂公関係の記載について検討することにした。まず原文、次に書き下し文を掲げる。

単父人呂公、善沛令。避仇、從之客。因家沛焉。沛中豪傑吏、聞令有重客、皆往賀。蕭何為主吏。主進。令諸大夫曰、進不滿千錢、坐之堂下。高祖為亭長。素易諸吏。乃給為謁曰、賀錢万。實不持一錢。謁入。呂公大驚、起迎之門。呂公者好相人。見高祖狀貌、因重敬之、引入坐。蕭何曰、劉季固多大言、少成事。高祖因狎侮諸客、遂坐上坐、無所詘。酒闌、呂公因目、固留高祖。高祖竟酒後、呂公曰、臣少好相人。相人多矣。無如季相。願季自愛。臣有息女。願為季箕帚妾。酒罷。

呂媼怒呂公曰。公始常欲奇此女與貴人。沛令善公。求之不與。何自妄許與劉季。呂公曰。此非兒女子所知也。卒與劉季。呂公女乃呂后也。生孝惠帝・魯元公主。

単父の人呂公、沛の令に善し。仇を避けて、これに従いて客たり、因つて沛に家す。沛中の豪傑の吏、令に重客ありと聞き、皆往きて賀す。蕭何は主吏たりて、進を主る。諸大夫に令して曰く、「進の千錢に満たざるは、これを堂下に坐せしめよ」と。

高祖、亭長と為り、素より諸吏を易(侮)る。乃ち給(欺)きて謁を為りて曰く、「賀錢、万」と。實は一錢を持たず。謁、入る。呂公、大いに驚き、起ちてこれを門に迎う。呂公は好みて人を相す。高祖の状貌を見て、因りて重くこれを敬し、引き入れて(上座に)坐さしめんとす。蕭何曰く、「劉季は固より大言多く、事を成すこと少なし」と。

高祖、諸客を狎侮せるに因り、遂に上坐に坐し、詘(屈)する所なし。酒、闌く。呂公、因りて目して、固く高祖を留む。高祖の酒を竟えし後、呂公曰く、「臣、少きより、好んで人を相す。人を相すること多きも、季の相に如くはなし。願わくは、季、自愛せよ。

臣に息女あり。願わくは、季が箕帚の妾と為さんことを」と。

酒、罷む。呂嬃、呂公に怒りて曰く、「公、始めより常に此の女を奇として貴人に与えんと欲す。沛の令は公に善きに、これを求むれども与えず。何ぞ自ら妄りに劉季に与えるを許すや」と。呂公曰く、「此れ兎女子の知る所に非ざるなり」と。卒に劉季に与う。呂公の女は、乃ち呂后なり。孝惠帝・魯元公主を生む。

右の文を何気なく卒読すれば、別に問題はないように解されるであろう。しかし、再読三読してみると、どうも腑におちない、解せないところが多すぎるように思われる。

まず劉邦であるが、自己より上位の役人に対する尊大な態度である。すでにこの場面の前の記載に

壮に及び、試みられて吏と為り、泗水の亭長たり。

廷中の吏、狎侮せざる所なし。

とあり、伏線を張ってはいえるものの、殊更に上級役人を侮蔑する態度が、試用任用期間中の亭長の身分の者としては、いかにも大きすぎるようである。また、一銭の所持金もない癖に「お祝い金一万銭持参」と謂(名刺)に

書いて出す。蕭何が「劉のおとんぼの大ぼらはいまに始まったことではないのです」という批判のとおりであるとしても、それ以上になにか、自負、自信のようなものを抱いていたように感じとれる。

一方、呂公の方はといえば、県令の重要な客人とされていたほどの地位の人物でありながら、劉邦のさし出した調を見て大いに驚いたのは不可解である。さらに相を観るのを得意とすることが強調されるが、そのみで最愛の娘呂雉を劉邦に嫁がせることにするのも肯げない。しかも、それは沛の県令の要求があっても承諾しなかった上、妻呂嬃の反対を押し切ったことである。

このようにみえてくると、この両者の出会いは、どうも作為的で不自然であるように思われる。ということは、この両者は実はこれが初対面ではなく、これ以前に既に何らかの形で接触していたのではないかと推察されるのである。そうして、この対面に備えて、かなり突っこんだ深い話し合いをもっていたので、さてこそ、沛県内の吏が集合した機会に預め打合わせしていた筋書どおりの芝居気たっぷりの演技ができたのであろう。

さらに想像を逞しくすれば、呂公が沛に來た理由として仇を避けてというのも単なる口実であって、真実は、

劉邦との連合を図ることにあったのではないか、とさえ考えられる。

### 三

前節での私の推測に関連して、本節では、呂媼が呂公に對して発した「公始常欲奇此女与貴人」の解釈について述べてみたい。この言葉はそのまま漢書「高帝紀」に記載され、顔師古の注に

師古曰く、奇は異なり。これを顯らかにして異ならしめ、貴人に嫁がしめんことを謂う。

とあり、王先謙の補注に

朱子文曰く、欲の字は宜しく女の字の下にあるべし。当に公、始めは常に此の女を奇とし、貴人に与えんと欲す、と曰うべく、(こうした方が)文において順なり、と。

王念孫曰く、朱の説は非なり。欲の字は本より奇の字の上に在り。外戚伝に、霍光夫人顛、淳于衍に謂いて云う、「將軍素より小女成君を愛す。これを奇貴とせんと欲す」との語あり。意は此れと相似たり。

史記亦た「常欲奇此女与貴人」に作る。欲の字を貴

人に与えんの上に移すを得ざるなり、と。

すなわち顔師古は、奇を異と同意とし、娘を才色ともに人並離れた異彩を放つようにして貴人に嫁がせようとした、と解した。これに對して朱子文は、それならば、欲の字の位置を変えて、「公始常奇此女、欲与貴人」と書くべきであった、と主張した。王念孫は、朱子文のこの説に反對し、漢書外戚伝の霍光夫人顛の語に「欲奇貴之」とあるのを引き、意味がよく似ているという。王先謙また王念孫に左袒し、史記にもあるから朱説のように欲の字を移し替える訳にはゆかない、という。

しかし、漢書九七外戚伝をひもとくと、該當箇所少し前に

霍光夫人顛、欲貴其小女。

とあり、奇の字は見えていない。王念孫の引く「欲奇貴之」の貴の字は貨の字の訛であって本来は、「欲奇貨之」であったのではないかと私は考える。要するに兩王氏の奇字必要説は通じないのであって、顔師古のように解するならば、朱子文の説の方が筋が通っているように考えられる。

次に、史記会注考証に引く呂媼の語の解釈を、既述の顔師古、王念孫の説を省いて、掲げ、検討する。

中井積徳曰く、奇は是れ「奇貨可居」の奇にして、此の女を以て奇貨と爲し、貴人に与えて以て利を釣らんと欲するを謂う、と。

盧文弨曰く、欲奇云々とは、呂公自ら己れの意を以て、これを奇とし異とせんとするなり。外戚世家に、王太后の母臧兒、兩兒を卜するに、皆、貴なるべし。曰く、兩女を奇とせんと欲す云々、と。文法正に同じなり、と。

鳳曾叙曰く、「欲奇此女」とは、始め此の女を顯異せんと欲し、而うして貴人に嫁せん、と言うなり。欲の字は奇の字の上に在りて、語意甚だ明らかなり、と。岡白駒曰く、与の上の一つの欲の字を省く。史文に此の類多し、と。

愚、按ずるに、猶お、貴人に与えて、以て此の女を奇とせんと欲するを言うがごとし（猶言欲与貴人以奇此女）。奇の字、顔説、是なり。必ずしも奇貨の奇と読まず、と。

右の諸説の中で盧氏以下の四氏の説は、顔師古説に与するものであるが、まず盧文弨の引く史記四九外戚世家の該當箇所は次の如くである。

王太后は槐里の人。母は臧兒と曰う。（中略）臧兒

の長女嫁して金王孫の婦と爲り、一女を生む。而して臧兒これを卜筮せしめるに曰く、兩女皆当に貴なるべし、と。困りて、兩女を奇とせんと欲し、乃ち金氏より奪わんとす（因欲奇兩女乃奪金氏）。

この文の素隱に

奇者、異之也。漢書作倚。倚者依也。

とあり、同じく正義には

奇作倚。（中略）問卜筮。兩女当貴。乃依恃之。故奪金氏之女。

とあって、漢書は、奇の字を倚と解し、素隱、正義ともにこれに従っている。

鳳、岡兩氏の説は、顔師古の説を継いでいるに過ぎず、滝川氏の説は、氏の言の如くんば、むしろ、「欲与貴人以奇此女」とあるべきであらう。

右四説と判然と異なり、他を圧して屹然と聳立しているのが、積徳先生の高説であると私は判断する。中井説に出てくる「奇貨可居」の語は、秦の相国、文信侯呂不韋から出たものである。

呂不韋と呂公、この氏を同じくする兩人の關係について、従来、一顧も与えられなかったのは、私には不思議に思えてならない。本稿は、結局はこの兩人の關係につ

いて考えてゆくことになるのであるが、次節では、呂不韋について、特に呂公との関わりに重点をおいて見てみたい。

#### 四

史記八五呂不韋列伝は、次の文から始まる。

呂不韋なる者は、陽翟の大賈人なり。往來して賤きを販い、貴きを売りて、家に千金を累ぬ。

安値で買い高値で売って儲けるのは、商業の常套であるが、商品として何をとり扱ったかは示されていない。それにしても蓄積した千金の額は普通ではない。史記一二九貨殖列伝に

諺に曰く、千金の子は市に死せず、と。此れ空言に非ざるなり。

とあり、また、同四一越王句踐世家の陶朱公のことばに  
人を殺せば死すは職(常)なり。然れども吾れ聞く、千金の子は市に死せず、と。

とあり、千金は死罪をも免れさせるほどのひとかどの財産という通念がある。もって千金の巨富なることが知られ、これだけでも呂不韋は、発財致富したと称すべく、

貨殖列伝に列せられる資格を有すると言えるであろう。

ところが、不韋にあっては、これが出発点である。

貨殖列伝に

夫れ貧を用って富を求むるは、農は工に如かず、工は商に如かず、繡文を刺すは市門に倚るに如かず。此れ末業は貧者の資なるを言うなり。

とあり、「貧者の資(富を求める手段)」つまり末業(商業)で富者となった不韋は、

その対象を商品から人間に移した、世にも稀なる投資家である。<sup>(1)</sup>

と称されるようになってゆくのである。

呂不韋が、趙の都邯鄲に来て目にとまったのが、秦の太子安国君(後の孝文王)と夏姫との間にできた異人(子楚)で、趙の人質となって、そこに住んでいた。この手許不如意で貧乏暮しの異人が、不韋の投資の対象となった。奇貨居くべし。

異人の所へ出かけた呂不韋と彼との對話が興味深い。

乃ち往きて子楚を見て説きて曰く、「吾、能く子の門を大きくせん」と。子楚笑って曰く「且らく自らの門を大にし、而して乃ち吾が門を大にせよ」と。呂不韋曰く「子は知らざるなり。吾が門は子の門を待ちて

大とならん」と。子楚、心に（不韋が）謂う所を知り、乃ち引きて与に坐し深語す。

この密談深語の内容は、要するに、不韋の千金を資金として、子楚を太子の愛する（しかし、子どもができていない）華陽夫人の適嗣子とし、後に太子となる道を拓く、ということであった。この密謀を聴いた子楚は、頓首して、「きつと君の計略どおりになるなら、秦の国を分けて君と共有させてもらおう」と言ったという。

そこで不韋は、五百金を小遣いとして子楚に与え、残りの五百金で婦人の喜びそうな珍品、愛玩品を購入して秦に入り、適当にばらまいて首尾よく子楚を安国君、夏陽夫人の適子とすることに成功した。

呂不韋は邯鄲に絶世の美女を囲っていたが、彼女を見染めた子楚に請われて、ゆきがかり上やむをえず与えることにした。彼女が邯鄲で産んだのが政（後の始皇帝）で、実は不韋の子であると史記は伝えるが、私は疑わしいと思う。ただ、子楚夫人となったこの女性と不韋との仲はずっと続き、後に不韋の失脚の原因となった。以上のところまでが、起承転結で言えば、起の段にあたる。

次に、承の段である。安国君は即位一年にして薨じ、代って立ったのが子楚すなわち莊襄王である。

莊襄王の元年、呂不韋を以て丞相と為し、封じて文信侯と為し、河南の雒陽の十万户を食ましむ。

さらに莊襄王も即位三年で薨じ、太子政が十三歳で即位する。

呂不韋を尊んで相国と為し、号して仲父と称す。秦王年少（若）く、太后時々窈かに呂不韋と私通す。不韋の家僮万人あり。

この僮というのは奴婢（奴隸）のことであるが、貨殖列伝に年間二十万銭を手に入れるために扱う商品の例として、

僮の手の指干。

とあり、宮崎氏によれば、これは僮百人の意で、一人価一万銭の僮を一万二千銭で売り、口銭一人二千銭、百人計二十万銭を得ることを意味するとされる。家僮万人とは、したがって、一億銭（万金）に当たる額である。

ところで、当時、魏に信陵君、楚に春申君、趙に平原君、齊に孟嘗君がいて、食客を集め、互いに競合していた。いわゆる戦国の四公子である。

呂不韋も秦の強きを以て如かざるを羞じ、亦た士を招致して、これを厚遇す。食客三千人に至る。

四公士の向うを張って食客三千人を招致した不韋は、

彼らを使って一大文化事業を起す。

呂不韋、乃ち其の客をして人々に聞きし所を著さしめ、集論して以て八覽・六論・十二紀を為る。二十余万言なり。以て天地万物古今の事を備うと為す。号して呂氏春秋と曰う。

すなわち呂氏春秋の編集がそれである。この書は単なる文化事業ではなく、來たるべき統一國家、その君主はいかにあるべきかという問題意識をもって編纂された、いわば資治の書物であった。このことについては後述に譲る。以上、ここまでが、承の段である。次に転の段に移ろう。

## 五

既述のように、呂不韋と彼のものとの愛人すなわち現太后との不倫の關係は続いていた。不韋は兩人の仲の発覚を恐れ、巨根の男嫪毐を宦君と詐って太后に勧める。果して太后は毒を寵愛し、遂には兩人の間に二人の子どもまで生まれた。彼女の行く所、毒は常につき従い、賞賜甚だ厚く、万事が彼によって決定されるようになる。

嫪毐の家僅数千あり。諸客の宦(仕)えんと求め

て嫪毐の舍人と為るもの千余人。という有様であった。

始皇帝の九年(二三八)、嫪毐のことを告発する者があって、太后との密事が明るみに出た。毒の三族は誅殺、太后との間の両子も殺され、太后は雍に移され、彼の舍人は家を没収されて蜀に移された。呂不韋はというと、王、相國を誅せんと欲せしも、其の先王に奉ぜし功の大にして、及た賓客弁士の為に游説する者衆きが為に、王、法に致すに忍びず。とあって、危うく難を逃れた。

しかし、翌年(始皇帝十年、一三七)、相國呂不韋は罷免され、封地の河南に往かされた。いよいよ結の段である。

歳余にして、諸侯の賓客使者道に相望み文信侯に請う。秦王、其の変を為さんことを恐れ、乃ち文信侯に書を賜いて曰く、「君、秦に何の功ありて、秦、河南に封じ、十万户を食ましめしや。君、秦に何の親ありて、号して仲父と称せしや。其れ家屬と徙りて蜀に処れ」と。呂不韋自ら、稍く侵されんと度り、誅されんことを恐れて、乃ち酖を飲みて死す。秦王の怒りを加えし所の呂不韋・嫪毐、皆己に死せり。乃ち、皆嫪

毒の舎人の蜀に遷せし者を復帰せしむ。

以上で呂不韋列伝はほぼ終る。司馬遷は、当時民間にひろまっていた口碑伝説を材料として列伝を綴ったものである。史記六秦始皇本紀の呂不韋に関する記載は、列伝にこまごまと記されたような叙述とは趣を異にする。

秦始皇帝者。秦莊襄王子也。莊襄王為秦質子於趙。

見呂不韋姬。悅而取之。生始皇。以秦昭王四十八年

(二五九)正月。生於邯鄲。及生名為政。姓趙氏。

年十三歲。莊襄王死。政代立為秦王。呂不韋為相。

封十万户。号曰文信侯。招致賓客游士。欲以并天下。

李斯為舎人。

八年。嫪毐封為長信侯。予之山陽地。令毐居之。

……又以河西太原郡更為毒国。

九年。長信侯毐作乱而覺。……毐等敗走。

十年。相国呂不韋坐嫪毐免。

十二年。文信侯不韋死。窃葬。

其舎人臨者。晋人也逐出之。秦人六百石以上奪爵遷。

五百石以下不臨遷。勿奪爵。自今以來。操国事不道如

嫪毐・不韋者。籍其門。視之。

其舎人以下、視之に至る文は、不韋の没後の処置と今後を誠める布令であるが、不韋の影響力を恐れている故もあるのか、その処分は比較的軽いように思われる。特に、不韋一族に対する処罰の類は一切記されず、また、その莫大な財産が没収されたという記録も皆無である。

以上、呂不韋についてかなりの紙幅を割いて縷々述べたのは、前述のように彼が本稿の主人公呂公と関わりのある人物と見たからに他ならない。これぞと思ひ定めた人物にのるかそるかのかの投資を敢然と行ない、その人物を支配者に成長させるというまさにキング・メイカーの役割を果たし、それによって自らも莫大な利益を得る。こういう手法が、呂不韋、呂公に共通した顕著な点である。両者の間には似ていて違った点もある。呂不韋は、子楚の欲心を得んとして与えたのは愛妾であるが、呂公が劉邦に与えたのは己が愛娘である。彼は結びつきが薄く醜聞につながる危険性を孕んでいたが、此れは、舅となるのであるから、より緊密な関係であり、しかも誰からも後指をさされぬ関係である。

## 六

呂不韋と呂公に何らかの血縁關係があったとする説は、邦人においては寡聞にして知ることを得ないが、中国の学者で既にこのことを指摘した学者がいた。郭沫若その人である。氏は次のように述べられる。

単父は漢代には河内郡山陽県（今の河南省修武県）にあたり、呂不韋の食邑である「河南洛陽の十万户」と同様に秦代には三川郡に属していた。漢初の河南郡（洛陽郡は三川郡の一部分にすぎず、その「戸五万二千八百三十九」（漢書地理志）はわずかに呂氏の戸口の半分にすぎなかった。だから呂后の父である呂公は呂不韋の一族である可能性がある。

右の文中の「河内郡山陽県（今の河南省修武県）」は、「山陽郡（今の山東省単県）」にすべく、河南郡の戸数は漢書地理志では、二七六、四四四戸であり、郭氏の挙げた五二、八三九戸というのは、河南郡に属する雒陽県の戸数である。氏の示された地理的理由には問題が残るとしても、呂不韋と呂公との間に血縁關係があったという

可能性の存在を指摘された氏の高見は高く評価すべきであらう。

たゞ、郭氏は、呂不韋、呂公の關係を指摘するために右の文をものしたのではない。そのことは、それに続く次の文を読めば明白である。

たとい血縁關係が全然ないとしても、呂后の一味は、呂后が天下をとることを合理化するためにも、呂不韋をその族祖、秦の始皇をその族父とみとめるのが好都合である。こうすれば劉氏の一党に対して、天下は本来わが呂家の天下であり、それをお前たち劉家がわが呂家から奪い去ったのだと言えるのである。私がこう言うのももちろん一種の臆測にすぎず、やはり直接の証拠はないが、少くとも、秦の始皇が呂不韋の子だという話は、たしかにありうべからざることだと断言できよう。

すなわち郭氏は、史記列伝の秦王政（始皇帝）が呂不韋の子であるという説を否定し、この説は、一つの推測であるがと断わりながら、呂后が位にあった頃、呂氏の一族である呂産や呂禄などが捏造したものである、と考えられた。そのことを主張されるための文章であったのである。

しかし郭氏のこの推測は当たっているであろうか。漢は秦の悪政を批判し、これを打倒して成立した帝国である。「天下をとることを合理化するために」呂不韋や始皇帝を族祖、族父と認め、そのように主張することは、劉氏の代とされた漢代においては、むしろ逆効果であり、好都合どころか不都合極まりないことであつたと考えられる。郭氏の主張の首肯しがたいゆえんである。

結局、氏によれば、呂不韋と呂公に血縁関係が存在する可能性があり、それを利用して呂氏一族が、自らを呂不韋と結びつけた、ということになり、呂不韋と呂公に何らかの関係があると考えてきた私は、異域同思の人を得たと欣喜雀躍したのも束の間で、改めて、不韋と呂公の間に地理的、年代的に矛盾のない論拠を探索する必要が生じてきた。

## 七

列伝では、「呂不韋なる者は、陽翟（現今の河南省禹県）の大賈人なり」と言い、戦国策では、「濮陽（現今の河南省濮陽県）の人呂不韋、邯鄲（現今の河北省邯鄲市）に賈す」とあり、説が分かれている。郭沫若氏は

かれは元來濮陽の人であるが、資産千金にのぼる陽翟の大商人となり、また趙國の都邯鄲で商売を営んだり、秦國の都咸陽に赴いたりしているから、その頃では新興の資産階層に属し、その経済活動の範圍は山東・河南・山西・陝西の各省にまたがっていたことがわかる。

と解しておられる。

秦漢時代には商人は市籍に登録する義務があり、その規制は戦国時代に形成されてきたものであろう。諸國の都市を股にかけて往来活躍した不韋にあつてみれば、濮陽にあるいは陽翟に市籍を有していても不思議ではない。呂公は単父（現今の山東省単県）の人と伝えられるが、この地は濮陽の東南に位置する要衝であり、呂不韋またこの地に市籍を有し、呂公がこれを継承したこともありうることであろう。

次に年代の問題であるが、戦国時代人は、その没年はかなり記録が残されているとしても、その生年は、当然のことながら、ほとんど記録が残っていない。従って、確実な年代は知る由もないから、矛盾のない大体のところまで満足する外はないであろう。いま錢穆氏に拠れば、呂不韋の生卒年世約数は、二九〇—二三五で享年五六歳

となつてゐる。<sup>(18)</sup>さらに氏に従つて、不韋の経歴に関する重要事項を抽出して年代順に記せば次の如くである。<sup>(19)</sup>

二九〇頃 呂不韋生まれる。

二六五 安国君、秦の太子となる。

二四九 秦莊襄王元年、不韋相となる。

二四七 李斯、不韋の舎人となる。

二四〇頃 不韋の賓客、書を著わす。

二三七 不韋、相を免ぜらる。

二三五 呂不韋、卒す。

呂不韋が秦の相国となつたのは、男盛りの四十歳前後のことである。仮に不韋が呂公の父であるとすれば、おそらく二六五年頃、不韋二十五歳の頃にもうけたものである。呂公は、漢王三年（二〇六）に臨泗侯に封ぜられ、同四年（二〇三）に没している。<sup>(20)</sup>二六五年生まれとすれば享年六十二歳となる。その間に呂雉（呂后）をもうけているわけであるが、もし呂后の生年を二四一年とすれば、呂公二十四歳の年の娘となり、兄弟が存在していたとしてもさして不都合は生じないであろう。

一方、呂公の娘呂雉の夫となる劉邦は生年が明らかで

はないが、二五六年生まれと考えると、一九五年に没しているから享年六十一歳、呂后は一八〇年に没しているから、高祖より十五歳下の妻であり、寿を同じくして六十一歳で没したことになる。そこで高祖本紀に描写された情景の時点では、舅たる呂公三十九歳、劉邦三十歳、呂后十五歳と推測されるのである。

本稿もここに至れば、私の言わんと欲するところは、自ら明白であろう。すなわち呂不韋と呂公は血縁関係にあり、しかもそれは父と子の関係にあったと私は考える。ここで戦国策の呂不韋関連の記載に言及することにした。それは次の如くである。

濮陽の人呂不韋、邯鄲に賣し、秦の質子たる異人を見て、歸りて父に謂いて曰く、「耕田の利は幾倍ぞ」と。曰く、「十倍」と。（曰く）「珠玉の贏は幾倍ぞ」と。曰く、「百倍」と。（曰く）「國家の主を立てるの贏は幾倍ぞ」と。曰く、「無数なり」と。曰く、「今、力田疾作するも煖衣余食を得ず。今、国を建て君を立てれば、沢、以て世に遺すべし。願わくは往きてこれに事えん。秦の子異人、趙に質たりて屍城に処る」と。この文では、呂不韋とその父との對話となつてゐるが、内容から見ればこれはおかしい。

列伝では蓄積した千金を携えて邯鄲に出て来たことになつてゐるが、それはおくとしても、「田畑を一所懸命耕せば何倍の利益を収められましようか」というような質問を出すはずがない。「珠玉をあきなつての儲けは何倍になりましようか」という問いも、すでに商人となつて邯鄲に出てきた者の言葉としては合点がゆかない。ひっきょうするに、これは実際にあつた父子の会話ではなく、呂不韋自身が自己の体験から得た教訓を自が息子に語つたものではなからうか。

父呂不韋の身を以てかちえた教えに従つて沛にやつてきたのが呂公であるとする、その後の彼の進路は決まつたやうなものである。自身は、既述のように漢王元年に臨泗侯とされ、長男の沢が周呂侯、その子の台が呂王、同じく産が梁王となり、次男の積之が建成侯、その子の禄が趙王、種が沛侯となるなど、一族それぞれ顯要の地位に就いてゐる。娘の雉がすなわち劉邦の妻呂后である。

まさに、國家の主を立てるの嬴は無数、数え切れないものであり、國を建て主を立てるの余沢は十二分に遺されたといふべきであらう。

以上、仮定の上に推論を重ねて、次のようになる呂氏の系図が成立することを推測してみた。

呂不韋——呂公——呂后

そこで「祖父」呂不韋と「孫」呂后との間に何らかの脈絡を感じさせるものがないのかというと、それはなくもないのである。前述したやうに不韋が賓客を集めて呂氏春秋を編纂せしめたが、この書の志向した政治の在り方を呂后が実践したと認められるふしがある。

漢書三〇芸文志に

呂氏春秋二十六篇（顔注。秦の相呂不韋が知略の士の作を輯めしものなり）。

とあり、雑家二十家四百三篇の中に含まれているが、同志は雑家について

雑家なる者は蓋し議官に出ず。儒・墨を兼ね、名・法を合わせ、國体の此れ有るを知り（師古曰く、治國の体亦当に此の雑家の説有るべし、と）、王治の貫かざる無きを見ず（師古曰く、王者の治、百家の道において貫綜せざる無し、と）。此れ其の長ずる所なり。盪なる者のこ

れを為すに及びては、すなわち漫羨として心に帰する所なし。

## 九

とあり、雑然と諸家の学説を寄せ集めたものではなく、前述のように資治の書であったのである。具体的に呂氏春秋に即して言えば、それは不韋の政治的態度を色濃く反映しているものであって、一言で言えば、道家者流に近い考え方であり、君主は無為をもってよしとする姿勢がうかがわれる。これは、彼にとり入って舍人となり、彼没後秦の政治を牛耳った李斯の法家的政治とは全く異ったものであり、君主は政治に干渉しないことを理想とする方針であった。<sup>(22)</sup>

一方、呂後の政治については、史記九呂后本紀の末尾に

太史公曰く、孝惠皇帝・高後の時、黎民、戦国の苦を離れることを得て、君臣俱に無為に休息せんと欲す。故に恵帝は垂拱し、高后は女主にして称制すれども政は房戸を出でず、天下晏然たり。刑罰は用いられること罕に、罪人は希なりし。民稼穡に務め、衣食滋殖せり。

とあり、宛ら漢書説く所の雑家特に呂氏春秋の理想の君主像の役を果たしていると言言してよいであろう。

主題の呂公は、呂不韋と呂后を繋ぐミッシング・リングであった、とするのが本稿の結論である。しかし、それならば、何故に司馬遷がそのことを明記しなかったか、という疑問が湧いてくるであろう。

漢の太史令である遷は、いったいに前代の秦人に対しては厳しい態度で臨んでいるが、とりわけ呂不韋に対しては必要以上に厳しいように思われる。遂には孔子の謂う「聞」であると酷評している。そのような人物の子息が劉邦を援助して創業の大功があったと言うことを述べることは、立場上でできなかったのではなからうか。

一般に遷が李陵の禍に遭って発憤して史記を完成したように受けとられているが、これは、趙翼が廿二史劄記の冒頭「司馬遷が史を作りたる年歳」に説くように誤りであって、処刑された遷は、戦慄を覚え、史記の完成のために漢朝の意に逆わざること配慮したものと推察でき

る。  
もしも筆者の説の如くんば、秦漢古代帝国の成立は、呂氏一族の野心と財力によって成立し得たとも言うべき

で、宋元鼎革時の蒲寿庚の事蹟<sup>(28)</sup>どころではないと言い得るであろう。識者の高教を待ちたい。

註

- (1) 平凡社、一九三九。なお、「呂氏の乱」の項に呂氏一族の系図を載せているが、「臨淄侯呂公」とあるべきところを「臨淄侯呂公」と誤っている。
- (2) 平凡社、一九六二。
- (3) 西嶋定生『中国の歴史2—秦漢帝国—』講談社、一九七四。
- (4) 宮崎市定『史記を語る』岩波新書、一九七九。(『宮崎市定全集5—史記—』岩波書店、一九九一、所収)。
- (5) 「引入坐」について。  
水沢利忠『史記会注考証校補』同刊行会、一九五七によるとこの部分は、古鈔本では、「引入上坐坐(上坐に引き入れて坐せしめんとす)」或いは「引入上坐坐(引き入れて上坐に坐せしめんとす)」とあり、漢書—高祖本紀は後者の説を採っている。
- (6) この深謀密語の内容を、劉邦は腹心の蕭何にさえ秘し、呂公は妻にも隠していたことが、蕭何、呂媼の発言から知られる。なお、史記五三蕭相国世家に  
高祖為布衣時。何数以吏事護高祖。高祖爲亭長。常左右之。高祖以吏繇咸陽。吏皆奉錢三。何獨以五。とあり、両者のインテリメットな関係が示されている。  
王太后、すなわち武帝の生母である。
- (7)

- (8) 両児は、この場合は娘と孫娘の二人のことである。
- (9) 愚とは、『史記会注考証』の著者、君山、滝川亀太郎氏である。
- (10) 史記十孝文本紀に孝文帝が露台を作ろうとして見積らしたところ、直百金と出たので、「百金は、中民十家の産なり」と答えて断念したとある。この百金を解いた正義に  
漢法にては一斤を一金と爲す。一金は直万錢なり。百金は直千貫なり。  
とある。
- (11) 田中謙二・一海知義『史記(二)』朝日文庫、一九七八、五二頁。
- (12) 宮崎氏は、史記の列伝のうちで出色のものは、起承転結のリズムによって展開されると指摘されたが、呂不韋列伝もその一つに数えられるであろう。  
同氏「史記李斯列伝を読む」(『東洋史研究』三五—四、一九七七。同氏前掲書所収)。
- (13) 宮崎市定「史記貨殖伝物価考証」(『京都大学文学部五十周年記念論集』一九五六、同氏前掲書所収)。
- (14) 永田英正「礼忠簡と徐宗簡について」(『東洋史研究』二八—二・三、一九六九、同氏「居延漢簡の研究」同朋社出版、一九八九、所収)。
- (15) 説苑正諫篇では、賭け事中に酔いしれた嫪毐が、「吾は乃ち皇帝の仮父なり。婁人子、何ぞ敢えて乃ち我に亢せんや」と大声でわめいたので、相手が皇帝に直訴したことになる。作り話であろうと思う。

- (16) 郭沫若『十批判書』邦訳、野原四郎・佐藤武敏・上原淳道訳『中国古代の思想家たち』下、岩波書店、一九五七。
- 十 呂不韋と秦王政との批判。
- (17) 市籍についての最近の研究には、重近啓樹「秦漢の商人とその負担」(『駿台史学』七八、一九九〇所収)がある。
- (18) 錢穆『先秦諸子繫年』下冊、香港大学出版社、一九五六。六二〇頁。
- (19) 錢氏右掲書。通表第四。
- (20) 漢書九七外戚伝。
- (21) 呉海林・李延沛『中国歴史人物生卒年表』黒竜江人民出版社、一九八一、に拠れば、本稿に関係する人物の生卒年は次の如くである(いずれも西紀前、呂公の生

年は筆者の推定)。

- 呂不韋 ? 一三三五
- 呂公 二六五―二〇三
- 始皇 二五九―二一〇
- 劉邦 二五六―一九五
- 呂后 二四一―一八〇
- (22) 日原利国編『中国思想辞典』研文出版、一九八四、の「呂氏春秋」の項(竹岡八雄氏執筆)参照。
- (23) 桑原隲藏「蒲寿庚の事蹟」(同氏全集第五卷、岩波書店、一九六八、所収)。但し、引き合いに出したからと言って、博士の不朽の名作の価値を少しも減ずるものでないことを念のため申し添えておく。

一九九五年七月七日稿了。